

(改定日 令和8年8月20日)

水産制度資金 金利一覧表

	資金の種類	内容	基準金利	貸付金利	利子補給率
			(年 %)	(年 %)	(年 %)
漁業近代化資金	1号資金(1) (漁船)	総トン数20トン未満の漁船 建造、取得、改造	信漁連 4.45	信漁連 3.20	信漁連 1.25
	1号資金(2) (漁船)	総トン数20トン以上130トン未 満の漁船 建造、取得、改造			
	1号資金(3) (機器)	漁船用機器の取得			
	2号資金 (施設)	施設の改良、造成、取得	農林中金 4.25	農林中金 3.20	農林中金 1.05
	3号資金 (機具)	機具の取得			
	4号資金 (漁具)	漁具、養殖いかだ、その他農林 水産大臣が定める養殖施設			
	5号資金 (種苗・育成)	農林水産大臣が定めるものの種 苗購入及び育成に要する資金	共同利用施設の場合 3.60	共同利用施設の場合 3.20	共同利用施設の場合 0.40
	6号資金 (環境整備施設)	漁村における環境の整備のため に必要な施設の改良造成又は取 得			
	7号資金 (大臣指定)	前各号に掲げるもののほか農林 水産大臣が特に必要と認めて指 定するもの			
水産加工経営改善促進資金	事業・経営体質強化資金	近海水産資源を原材料とする新 製品・新技術の開発または導入 等に必要な資金	4.45	3.20 従業員が100人を 超える場合・組合 3.65	1.25 従業員が100人を超 える場合・組合 0.80
	水産加工業経営安定資金	加工原材料不足等により操業に 顕著な影響を受けている水産加 工業者の経営維持安定に必要な 資金	4.45	3.20 従業員が100人を 超える場合・組合 3.65	1.25 従業員が100人を超 える場合・組合 0.80
	品質・安全管理対応資金	HACCP方式導入に必要な資金等	4.45	3.20	1.25